

令和3年度事業計画

令和2年度は昨年からの新型コロナ禍による第1波、第2波、第3波といった感染拡大、新年度からの第4波さらに5月に入ってからの変異株の感染拡大により県内の経済、とりわけ中小企業における影響は計り知れないものがあります。このような状況のなか雇用調整助成金を始め、ホットラインを常設し1社でも多くの企業の経営を維持し、1人でも多くの労働者の雇用を守るため、使命感を持って全力で取り組みを進めてきたところです。

令和3年度においても、新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ、中小企業を取り巻く環境の急激な変化とコロナ禍により生活様式や価値観が一変した新たな局面に対応した業務のあり方を提案しながら、社会保険労務士(以下「社労士」という)を取り巻く社会経済環境の変化を的確に捉え、社労士制度の更なる発展に向けた様々な活動を効率的かつ効果的に展開したいと考えます。

また、全国社会保険労務士連合会の施策に歩調を合わせ、同時に社労士制度の更なる発展を目指すべく、福島県社会保険労務士政治連盟と連携して社労士法改正の実現に向けた取り組みをしていきます。

令和3年度事業計画の全体像

I. 資質向上に関する事業

- 1 分野別研修（法令及び業務研修）
- 2 人を大切にする人事労務研修
- 3 人間力及びコミュニケーション力向上研修
- 4 新規入会者等への研修

- 5 支部研修への支援
- 6 北海道・東北地域協議会研修への参加及びe-ラーニングによる専門講座への受講勧奨
- 7 倫理研修（必須）
- 8 未受講者への対策強化

「人を大切にする企業づくり」から「人を大切にする社会づくり」の実現のため、さらには国民の信頼に応えるために社労士としての品位を保持するとともに専門家として必要かつ高度な業務遂行能力の習得のため、困難な状況ではあるが県会の主要事業として業務委員会を中心に事業を行う。5年ごとの必須研修である倫理研修については、連合会と歩調を合わせ実施する。

研修方法においては、コロナ禍の収束状況を見極めながら感染対策を十分に行ったうえで開催するが、新しい研修方法も併せて模索しながら質の高い研修会を開催していく。

II.社労士制度推進に関する事業

- 1 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（福島労働局委託）
- 2 働き方改革労務監査事業
- 3 デジタル化推進事業
- 4 労働紛争解決センター福島の運営等に関する事業
- 5 関係機関・団体との連携の強化及び交流に関する事業
- 6 街角の年金相談センター福島の運営に関する事業
- 7 日本年金機構からの委託による年金事務所における年金相談窓口等の運營業務

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び社労士制度のさらなる発展のための事業を行う。今年度も福島労働局より委託を受けた福島働き方改革推進支援センター（以下「推進支援センター」という）の事業を支援推進する。

また、働き方改革の重要性を踏まえ、働き方改革労務監査委員会を中心に働き方改革における県内中小企業に向けた研修を実施する。さらに労務監査に関する事業については連合会との連携を視野に入れ進める。加えて会員対象に労働条件審査・診断事業について必要な研修を行う。電子申請については、デジタル推進委員会を中心に連合会のデジタル化推進事業を押し進めるとともにマイナンバーカード取得も含め会員への普及に努める。

III.社会貢献に関する事業

- 1 コロナ禍における県内企業への支援事業
- 2 東日本大震災及び原発事故災害復興支援事業
- 3 働き方改革を推進するための県内企業に向けたセミナーの実施
- 4 福島県社労士会総合相談所の事業
- 5 ワークルールセミナーに関する事業
- 6 障がい者等への支援セミナーに関する事業
- 7 がん治療者等に係る就労支援に関する事業
- 8 成年後見制度の推進に関する事業

国家資格者としての社労士が社会に貢献することは社労士に課せられた使命である。その使命感をもって事業を遂行する。コロナ禍において県内企業は厳しい状況にある。とりわけ、中小企業と地方経済を守り、かつ福島県の震災復興を押し進めるために雇用調整助成金の特例措置等の継続の働きかけをはじめ中小企業に対する支援について使命感をもって行う。また福島県との災害協定に基づいた支援を行うとともに、予期せぬ災害については速やかに災害対策本部を設置し対応をする。東日本大震災及び原発事故復興支援事業については、引き続き復興支援のための福島県社労士会総合相談所における相談会の実施(第1,2,3,5水曜日)また 復興支援のためのいわき市役所における相談会の実施(月1回)さらには公益社団法人福島相双復興推進機構から協力要請の復興支援事業の実施、法テラスふたばへの会員への協力派遣、消費者庁が行う相馬市での相談員派遣は継続して行う。

また、労働・年金の専門家として、社労士業務を通して国民及び事業主のニーズに応え、社会に対する貢献と制度発展のために寄与する年金・労働・医療総合相談所の広報・宣伝を強化し、利用促進に努める。また、複雑かつ高度な専門的相談に対応するため新規相談員の養成も含め、相談員研修を実施するとともに、社労士会労働紛争解決センターとの連携・支援体制を構築する。

さらに、これから社会に出て働く高校生、大学生等が安心して働けるよう、年金、健康保険、労働保険等の社会保障制度と社会人としての心構え及び労働基準法など働くときのルールや制度について、支援セミナーを継続して実施する。年金事務所或いは新聞社とのコラボによる共同開催等工夫を加え、広くその有用性を高めていくために引き続きワークルールセミナーを実施する。加えて障がい者への支援セミナー、がん治療者等への就労支援についても引き続き行う。

IV. 広報に関する事業

- 1 社労士制度及び社労士会の活動を周知するための対外的な広報事業
- 2 関係機関・報道機関との連携による広報活動
- 3 会報の発行及びホームページを活用した会員への広報
- 4 ホームページ管理に関する事業

国民、事業主に対して社労士活用の有用性の理解促進と社労士の認知度のさらなる向上を図るために、また「人を大切にする企業づくり」「人を大切にする社会づくり」の実現のために、新聞、ラジオ等のマスメディアを積極的に活用する。特に12月2日の「社労士の日」等、社労士会の事業・イベントに関して、マスメディアを通じて、広く広報活動を展開する。また、ホームページの活用により、社労士の業務内容、県会及び支部の事業、委託事業等をお知らせすることで、国民、県内企業に対し社労士制度の広報を図る。また、連合会からの情報も含めて内容を充実させ、ホームページのアクセス数を増やす。会報については、従来通り年2回の発行を予定し、併せて引き続き県内13市長、市議会議員、福島県内選出国會議員・協定締結の関係団体へも送付する。

V.その他の事業

- 1 組織の強化、円滑な事務局運営のための必要な措置
- 2 社会保険労務士試験合格者への説明会の開催
- 3 連合会、北海道・東北地域協議会等との連携、協力
- 4 社会保険労務士試験、特別研修、紛争解決手続き代理業務試験への協力
- 5 関係士業、団体との情報交換、協力

社会保険労務士試験合格者への説明会は、継続事業として引き続き実施する。